

全国共通の基準による 「観光入込客統計」を実施しています

北海道では、観光客の人数や消費額について、国土交通省観光庁で作成された「観光入込客統計に関する共通基準」※に則った調査を平成22年度から実施しています。

この調査は、道民の皆さん、観光客の皆さん、観光施設等の皆さんからのご回答を集計・分析し、観光振興、地域振興などさまざまな施策に役立てていく調査です。

調査へのご協力につきましてよろしくお願いいたします。

調査の項目

観光地点・施設内での聞き取り調査(四半期毎)

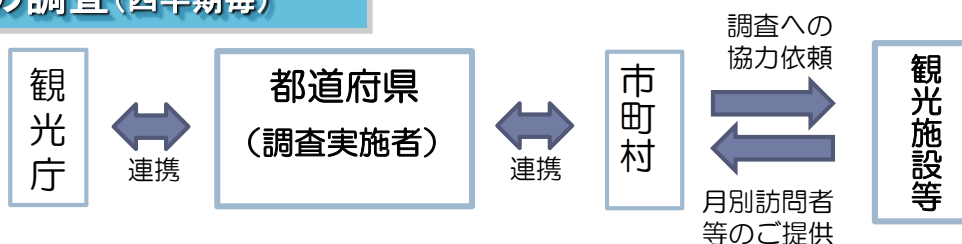
道内14ヶ所の観光地点において、訪れた道民の皆さん、観光客の皆さんを対象に、道より委託を受けた事業者における調査員が一斉に聞き取り調査します。

調査時期：平成27年5月、8月、10月、平成28年1月の各1日間（予定）

調査地点：道の駅ライスランドふかがわ（深川市）、小樽運河プラザ（小樽市）、洞爺湖温泉（洞爺湖町）、金森赤レンガ倉庫（函館市）、ハーバスター八雲（八雲町）、旭山動物園（旭川市）、道の駅絵本の里けんぷち（釧路市）、道の駅流水街道網走（網走市）、おんねゆ温泉・山の水族館（北見市）、エスタ帯広・とち観光情報センター（帯広市）、道の駅なかさつない（中札内村）、釧路フィッシャーマンズワーフMOO（釧路市）、道の駅厚岸グルメパーク（厚岸町）、新千歳空港

観光地点の訪問人数の調査(四半期毎)

観光施設等の皆さんから、観光地点等を訪れた月別の人数等のデータをご提供いただくものです。



※「観光入込客統計に関する共通基準」とは、観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）及び同法に基づき策定された観光立国推進基本計画（平成19年6月29日閣議決定）に基づき、国土交通省観光庁が定義、調査方法、推計方法を平成21年12月に定めたものです。

何を調べるの？

次のようなデータを、四半期単位で調査・公表します。

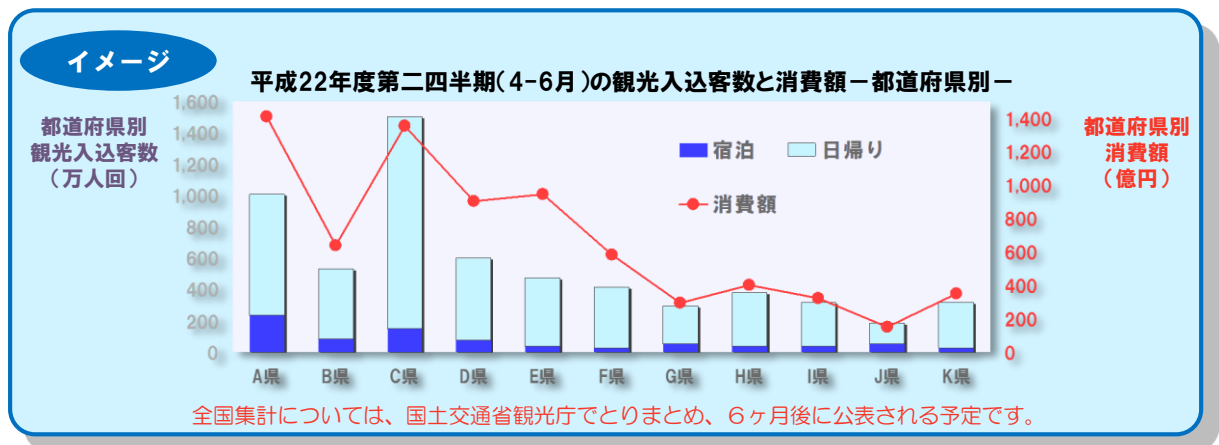


何がわかるの？



調査結果はどう利用されるの？

「北海道観光入込客数調査」の結果は、観光振興・地域振興施策の企画や評価に利用されます。公表データは、マーケティング分析など、さまざまな方々にご活用いただけます。



お問い合わせ先：北海道経済部観光局 直通：011-204-5302